

第12回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年12月15日(木)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 4件)

議案第2号 農地台帳登録願について (申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)

応召委員(12名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	11番	峰岸 豊
12番	加園 好久	13番	石川 裕一

職務のため出席した者(事務局)	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	田代 修平

午後4時00分開会

議長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第12回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12人であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名で

委員

よろしいでしょうか。

異議なし。

議長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、6番奥住雄一委員と12番加園好久委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成31年2月20日に相続し、適用年月日は、令和元年11月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年4月10日に相続し、前回調査は、令和元年12月16日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年4月29日に相続し、前回調査は、令和2年1月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は山林でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成19年4月11日に相続し、前回調査は、令和元年12月16日になります。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議してお

4 番  
(荒幡 善政君)

ります。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。  
それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

本日、午後2時から土地利用部会を開催いたしまして、  
現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営  
を行っている旨の証明願について」、4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、  
作付け準備中、③の農地は、ブロッコリーが栽培されてお  
り、一部作付け準備中でした。④と⑤の農地は、作付け準  
備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし  
た。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付  
け準備中、②の農地はお茶が栽培されておりました。③と  
④の農地は、柿とお茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし  
た。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、お茶  
が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし  
た。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、キウ  
イとビワが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし  
た。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の  
発行はよろしいのではないかと思います。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いま  
す。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。  
現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よ  
ろしく願いします。

他に御意見等ございませんか。

はい、峰岸委員。

1 1 番  
(峰岸 豊君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、加園委員。

1 2 番  
(加園 好久君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、奥住委員。

6 番  
(奥住 雄一君)

4 番の申請地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税  
猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ  
いて」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ご  
ざいませぬか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につつま  
しては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「農地台帳登録願について」、1件ありま  
す。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、農地台帳登録願について、1件の申請がござい  
ました。

本件は、平成30年10月15日に本総会において決定され

ました現況農地の認定基準に基づき要件が満たされていると認められる土地について、農地として認定するものでございます。申請人の住所・氏名・土地の所在地・地籍は記載の通りでございます。

令和3年2月8日付で農地法第5条の農地転用の届出が出されておりますが、地目は畑のままとなっております。令和3年3月頃より耕作を開始しており、認定基準に合致するものと考えております。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。

その結果を荒幡部会長に報告させていただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地台帳登録願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ハクサイ、ネギ、ダイコン等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、農地台帳への登録はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、奥住委員。

6番  
(奥住 雄一君)

議案第2号の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願います。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「農地台帳登録願について」は、農地台帳への登録について承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第8号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、事務所でございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

4 番  
(荒幡 善政君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局  
(本木 豊君)

事務局より説明いたさせます。

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件ございます。本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

借受・譲受人、貸出・譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番と2番につきましては、一般住宅、申請番号3番につきましては、駐車場でございます。なお、申請番号1番が使用貸借権の設定、申請番号2番と3番につきまして所有権の移転となります。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

7番  
(高橋 文雄君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

2番の届出地につきましては、こちらから報告させていただきます。現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

他にはございませんか。

はい、荒幡委員。

4番  
(荒幡 善政君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第12回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 5 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩